

実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（2022年3月15日公表）（以下「本公開草案」という。）

2. コメント募集期間

2022 年 3 月 15 日～2022 年 6 月 8 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年8月26日公表）（以下「本実務対応報告」という。）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	EY 新日本有限責任監査法人
CL3	PwC あらた有限責任監査法人

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL4	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL5	服部 隆	CMA、CIIA

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
（質問1）範囲に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容 に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（その他のコメント）		
2) 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点	本公開草案第22項において、「電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本実務対応報告では取り扱わず、前項の論点整理の中で併せて関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を判断することとした。」とされている。しかし、「一部の論点」が何か明記されていない。 この点、論点整理第40項において、本公開草案では以下の論点を取り扱っていない旨を記載している。 (1) 株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理 (2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されときの会計処理 (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理 (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理 上記の具体的に取り扱わなかった論点を、本公開草案の第22項において明確化すべきものとする。	コメントを踏まえ、本実務対応報告第23項（本公開草案では第22項）に、論点整理で取り扱うこととした論点の項目を列挙した。 加えて、論点整理のうち電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点に対して寄せられたコメントについて審議した結果、これらの論点については本実務対応報告では取り扱わないこととした旨を本実務対応報告第23項（本公開草案では第22項）に記載した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
整理」という。）で取り扱うこととした論点について		
3) 株式会社による会計処理のみを対象とすることについて	本公開草案第 28 項では、「本実務対応報告では株式会社による会計処理のみを定めることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない。」とされているが、今回は見送りであっても、並行して検討は進めるべきである。近年、合同会社なども多く設立されるようになってきている。従って、「持分会社」に関する規定も必要である。	電子記録移転有価証券表示権利等に関する取引が今後どのように発展していくかを予測することが現時点では困難であるため、早期に会計基準を開発することを優先する観点から、本論点については本実務対応報告では取り扱わないこととした旨を本実務対応報告第 23 項（本公開草案では第 22 項）に記載した。
（質問 2）電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
4) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（その他のコメント）		
5) 新株予約権に該当する場合の取扱いについて	電子記録移転有価証券表示権利等に該当し得る、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「みなし有価証券」という。）には、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 9 号に規定される新株予約権証券のうち、当該権利を表示する有価証券が発行されていないものが含まれると考えられる。	新株予約権のほか、新株予約権付社債についても、それが電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合、本実務対応報告の範囲に含まれると考

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
て	電子記録移転有価証券表示権利等に該当する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会会計制度委員会第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて、以下「金融商品会計基準等」という。）上の有価証券を発行する場合は、従来のみなし有価証券を発行する場合と同様の会計処理を行う提案に同意するが、電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理を定めた本公開草案第4項から第6項においては、負債又は株主資本として会計処理を行う場合のみを定めており、株主資本以外の項目である新株予約権に区分される場合の取扱いが明示されていない。 このため、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第7項など、株主資本以外の項目である新株予約権に区分される場合の取扱いを明示すべきと考えられる。	えられる。そのため、発行の会計処理に関して、本実務対応報告第5項及び第6項の記載を次のように修正した。 「5. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額が負債に区分される場合には、金融負債として、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第7項の定めに従って発生の認識を行い、その金額は金融商品会計基準第26項、又は第36項、第38項(1)及び企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）の定めに従う。 6. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行に伴う払込金額が株主資本又は新株予約権に区分される場合には、その内訳項目は企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
		関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）第5項から第7項の定めに従い、その金額は会社法（平成17年法律第86号）第445条及び第446条の規定、又は金融商品会計基準第36項、第38項(2)及び複合金融商品適用指針の定めに従う。」
（質問3）電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
6) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（その他のコメント）		
7) 別途の取扱いを定めている部分の明確化について	本公開草案第8項から第10項において、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合については、「発生及び消滅の認識」及び「貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理」に関して金融商品会計基準及び金融商品実務指針との関係が規定されており、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合については、「会計処理」に関して金融商品実務指針と実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第23号」という。）との関係が規定されている。 しかし、例えば本公開草案の規定に基づくと、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の買戻条件付売却の場合は、本公開草案第8項ただし書きの記載により消滅の認識がなされるものと解釈される可能性があるが、金融商品会計基準等の定めに従うと、消滅の認識がなされない可能性がある。 このような懸念を生じさせないようにするため、金融商品会計基準等及び実務対応報告	本実務対応報告における結論の背景の第37項（本公開草案では第36項）で、金融商品会計基準等における定めのうち、「約定日基準」に対して、本実務対応報告において別途の取扱いを定めることを明記している。また、本実務対応報告の第38項から第43項（本公開草案では第37項から第42項）で、「約定日基準」の定めにおける「約定日」、「受渡日」及び「市場の規則又は慣行に従った通常の期

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	第23号における定めに対して、本公開草案において別途の取扱いを定めている部分がより明確となるように記載の仕方を検討すべきである。 具体的には、金融商品会計基準等が既に実務に浸透していることを鑑みると、「電子記録移転有価証券表示権利等」に特有の「約定日」を「売買契約を締結した時点」、受渡日を「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点」、「通常の期間」を「短期間」と読み替えて、それ以外は、電子記録移転有価証券表示権利等が表示する権利の内容（投資事業有限責任組合契約に基づく権利など）に応じて金融商品会計基準等に従って会計処理を行うというような定め方のほうが理解しやすいと考えられる。	間」を、それぞれ「売買契約を締結した時点」、「電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点」及び「短期間」に置き換えていることを明記している。 以上の記載により、本実務対応報告第8項ただし書きの定めは、金融商品実務指針第22項における「約定日基準」を置き換えたものであることを明らかにしているが、それがより明確となるように、本実務対応報告第8項の記載を次のように修正した。 「8. 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準第7項から第9項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。 ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
		期間が短期間である場合は、<u>金融商品実務指針第 22 項の定めにかかわらず</u>、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。」
8) 発生及び消滅の認識について	本公開草案第 8 項ただし書き及び第 40 項の「短期間」という表現については、本公開草案第 41 項の「我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間」という抽象的な表現ではなく、「10 日間」や「14 日間」など、定量的な定めも歯止めとして設けるべきである。	「我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間」については、既に我が国において広く周知されており、関係者の共通理解があるものと考えられる。そのため、「我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間」という指針を示すことにより、実務上の多様性や適用の困難さは避けられるものと考えられることから、修正は行わない。
9) 組合等への出資に該当する場合の会計処理について	権利の内容が組合等への出資である金融商品会計基準等の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額及び評価差額の会計処理について、本公開草案第 33 項では、金融商品実務指針第 132 項のみを参照している。 金融商品実務指針第 132 項においては、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券としてみなされるものについては有価証券）として計	コメントを踏まえ、本実務対応報告第 34 項（本公開草案では第 33 項）に、金融商品実務指針第 132 項に加え、第 308 項も記載した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上するいわゆる「純額法」の会計処理を規定しており、いわゆる折衷法や総額法の会計処理は金融商品実務指針第 308 項に定められている。 権利の内容が組合等への出資である電子記録移転権利等の会計処理として、いわゆる折衷法や総額法の会計処理も認められるのであれば、流通することが想定される電子記録移転有価証券表示権利等の性質から、純額法の会計処理のみが認められるとの誤解を避けるため、金融商品実務指針第 308 項についても同様に明記すべきと考えられる。	
（質問 4）開示に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
10) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（質問 5）適用時期に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
11) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（質問 6）その他		
（その他のコメント）		
12) 暗号資産取引市場の健全な発展に対する取組みにつ	情報の不均等性に起因する情報弱者の保護の観点・消費者保護の観点・詐欺行為の抑止・暗号資産取引市場の健全なる発展の観点から、旧課程生である現在の高校 2 年以上、及び、大学においても、暗号資産に関する教育が行われるよう、委員会からも文部科学省に申し入れるべきである。特に、成人年齢が 18 歳に引き下げられたことを考慮し、現在の高校 2・3 年生に対する教育は急務であると考えられる。	本実務対応報告は、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを明らかにすることを目的としていることから、特段の対応は行わ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
いて	また、社会人に対する情報の周知徹底も必要である。	ない。
13) 没収の 会計処理に ついて	一部報道にもあるように、現在、法務省は「組織犯罪処罰法」を改正し、不正な暗号資産を没収の対象とする方向で改正する意向とのことである。従って、没収が行われた場合の会計基準についても検討を開始するべきである。	電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本実務対応報告では取り扱わないこととしており、本論点についても、取り扱わないこととした。
14) 改正資 金決済法に よる呼称変 更について	「資金決済法」改正による呼称変更（「仮想通貨」→「暗号資産」）に従い、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第38号」という。）については、「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」へ名称変更及び同実務対応報告内で使用している「仮想通貨」の「暗号資産」への置換が必要ではないか。あるいは、同実務対応報告はその役割を終え、改正後の「資金決済法」で規定する「暗号資産」には適用不可ということなのか、または名称変更が不要である事由が存在するのか等々、いずれの場合にしても読み手の理解に資するため、本実務対応報告案の結論背景（経緯等、第14項～第17項）に同実務対応報告の名称変更を実施していない理由・経緯を記載すべきと考える。	実務対応報告第38号については、2022年6月15日に開催した第481回企業会計基準委員会において法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正を審議し、2022年7月1日に当該修正を公表している。当該修正の中で、「仮想通貨」から「暗号資産」への置換を行っている。

以上